

令和3年度第1回奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議

日時：2021年8月24日（火）15:00～17:00

場所：奄美市市役所6階中会議室2
奄美市住用総合支所大会議室
(WEB会議)

議事次第

- (1) 第2回実証実験結果説明会での意見交換の結果について
- (2) 三太郎線周辺におけるナイトツアー等夜間利用適正化のための試行ルールの運用について
- (3) 今後のスケジュールについて

資料一覧

次第・出席者名簿

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 三太郎線周辺における第2回実証実験結果説明会での主な意見と対応 |
| 資料2 | 実証実験結果を踏まえた試行ルール（案）の検討 |
| 資料3 | 試行ルール（案）についての意見照会結果 |
| 資料4 | 三太郎線周辺におけるナイトツアー等夜間利用適正化のための試行ルールの運用について |
| 資料5 | 今後のスケジュール（案） |

三太郎線周辺における第2回実証実験結果説明会での主な意見と対応案

1) 試行ルール（案）について

主な意見	対応の方向性（案）
<p>石原栄間線について</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告は異常があった時のみで良いのではないか。 報告は不要だと思う。 通行自粛の方が良いのではないか。 	<p>→異常がない場合の報告は手間がかかるという意見が多かったが、密猟対策のため、異常が無かったこと自体を把握することも重要である。そのため、密猟対策を兼ねた利用ルールであることについて改めて理解を求めるとともに、予約時に石原線の利用有無を簡易に申請できる仕組みを構築し、利用時に異常があった場合には必ず報告していただき、報告がないことをもって異常なしと判断することとする。</p>
<p>スタル俣線について</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部通行可能にしてほしい。ルールを守っている認定ガイドが利用するのは問題ないのではないか。 スタル俣線利用のための勉強会を開催し、受講者のみ利用することもあり得るのではないか。 三太郎線のみ利用では満足度が低下する。 	<p>→世界遺産の核心地域であり厳格な保全管理が求められることから引き続き夜間の通行自粛を依頼する。</p> <p>→市道のため物理的な制限が行えないため、一部区間の利用や認定ガイドに限定した利用等について現段階での運用は難しいと判断しているが、将来的な実現に向けて利用をコントロールする仕組みや体制について引き続き検討していく。</p>
<p>観察ルールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 車から離れての観察の可否や時間等の目安のルールも必要。 ロードキル防止のため、道路の真ん中を走るようにする。 	<p>→車を降りて観察すること自体に問題はないと認識しており、時間等についても特にルール設定は行わない。また、その旨はチラシ・看板等に表記する。</p> <p>→試行ルールの周知に際しては、遵守すべき観察ルールと、利用上の配慮事項等を整理し、分かりやすく提示する。（例えば、「道路の端に気をつける」「車両から離れる際には他の車両に気をつける」といった事項は配慮事項として周知する）</p>

主な意見	対応の方向性（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観察用の小ライトの数は制限しなくても良いのではないか。 ・ 観察時の動物（特にアマミノクロウサギの幼獣等）との距離について、具体的な基準が必要。 ・ 前の車両が譲らない場合の対応（待ち時間等）のルールが必要。 	<p>→観察用ライトについては説明会において現ルールのみで良いという意見が多かったため、引き続き「車一台につき一本」とする。</p> <p>→「特に、哺乳類・鳥類からは2m以上離れて観察すること。」を配慮事項に追加する。</p> <hr/> <p>→待ち時間の目安を提示することは難しいため、お互い譲り合った利用を促すような内容を配慮事項として周知する。</p>
<p>地域への配慮について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の利用を優先にしてほしい。 ・ 地元枠や未予約でも利用できる枠があっても良いのではないか。 ・ 利用が多い時間帯にガイドで枠が埋まらないようにしてほしい。 ・ 予約無しで利用できる時間帯があっても良いのではないか。 ・ 地元の子どもの学習の機会を確保すべき。 <p>・ 自分の土地などを持っている方への配慮が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供が帰ってきて三太郎線を利用した時、ガイド車が抜かさせてくれなかった。地元住民として利用しづらさを感じる。 ・ ガイドのマナーの改善が必要ではないか。 	<p>→第2回の実証実験から予約時間帯を長く定めたため、予約枠の大半をガイドツアーや観光客が占めるような状況は生じておらず、試行ルールの運用開始時点においてもガイド枠の上限等は設けない。</p> <p>今後利用ピーク期の状況等も踏まえ、予約枠の全体数の見直しや地元枠の設定の必要性等を順応的に検討する。</p> <hr/> <p>→三太郎線は地元の子供達などの自然体験の場としても非常に重要と認識しており、試行ルールに沿った自然体験の促進についてはガイド連絡協議会などと連携して取り組んでいきたい。</p> <hr/> <p>→試行ルールを適用する時間帯は、地元的生活・産業等に関する利用が想定されない日没から早朝までとする。区間内に土地を所有し夜間に通行する必要がある方について、事前に申請した場合は、最寄りの入り口から自分の土地までの区間の通行を予約不要とするが、速度等のルール遵守への協力をお願いする。また、モニタリング等を通じて地元的生活・産業等への支障が確認された場合にはルールの修正等を検討する。（土地所有に関する事前申請は住用総合支所で受け付け、土地所有者である旨が分かる通行証などを発行する）</p> <hr/> <p>→地域住民、ガイド、観光客の共通ルールとして、追い抜き・追い越し等</p>

主な意見	対応の方向性（案）
	のルールについて周知・理解を得る機会を設けていく。
<p>予約時間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約時間前（5分程度）の入場も認めてほしい ・深夜には通行禁止時間帯を設けるべき。集落の人も動物も静かに過ごす時間が必要。 	<p>→利用開始時間については第2回実証実験において厳密には守られていなかったため、開始時間について分かりやすく周知する。試行ルールでは予約時間の前後5分間を利用開始の目安とする。また、利用開始時間を守ることで多くの利用者の観察機会が向上する旨を説明する。</p> <p>→通行禁止時間帯の必要性については、利用ピーク期の状況や野生動物への影響等を踏まえて検証する。</p>

2) 実効性確保のための今後の取組について

主な意見	対応（案）
<p>周知の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウサギ観察以外にも様々な楽しみ方があると伝える ・ウサギ以外のへの生き物への注意を促すため、どんな生き物がいるか周知する ・ルールを決めている背景を伝え、理解と協力を促す ・公道での夜間利用に関するルール設定は全国初の取組であることを周知し、意識向上を図る ・マングース駆除等の成果や実証実験等の取組状況を周知する ・ガイドの同行によって多くの生き物が見られる等のメリットを示し、ガイド同行を推奨する 	<p>→チラシやホームページ等での周知に際しては以下の点に留意した内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> *クロウサギ以外の生き物への注意喚起 *ルール検討の背景 *ガイド同行のメリット（観察機会の向上や安全確保等）

主な意見	対応（案）
<p>周知の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ルールの告知・周知を徹底してほしい。ガイド、地元の人にはルールを守ってもらう。観光客のレンタカーへの周知が重要である。 ・ レンタカー会社を通してルールの周知（車両へのステッカー貼付、同意書の記入等）を行う。 ・ レンタカー会社を通してのルール周知の強化を図る。ただ車を貸すだけではダメなのでは。ガイド同行の推奨について協力してもらおう。 ・ 観光関係のHPに掲載する。 	<p>→ 来島者向けの周知についてはレンタカー会社との連携が重要であり、理解と協力が得られるよう働きかけを行う。</p> <p>→ 宿泊産業関係、観光関係団体や世界遺産推進共同体等の関係者の理解と協力が得られるよう働きかけを行う。</p> <hr/> <p>→ 環境省や自然保護協議会のホームページにおいて、夜間利用ルールや奄美の自然を楽しむための配慮事項等に関する情報発信を行うなど、来島前の旅行者に対して利用ルール等を周知するための方策を検討する。</p>
<p>看板について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで設置していたものよりも目立つ看板にすべき。 ・ もっと大きくする。 ・ 通行速度が 10 km/h 以下と分かる標識の設置。 ・ 出口までの距離を示す。 ・ 観光客に分かるよう、各路線の入口に名称が分かる案内板（「スタル俣線」等）を設置する。 ・ 看板の付近に減速帯を設置し、見せる工夫をする。 ・ クロウサギ以外の生き物への注意を促すため、どんな生き物が生息しているか写真付きで示す。 ・ 事故死の様子を看板で示す。 	<p>→ ルールの内容が理解しやすく、目立つ看板を設置する。（生き物の写真を活用するなど目を惹く内容とする）</p> <p>→ 特に通行速度に関するルールが順守されていないケースが多く見られたことから、「10 km以下」を意識する内容の看板を区間中も含めて設置する。（特に下り坂での速度超過に留意）</p> <p>→ 区間中の標識については通行速度の他、終点までの距離を示す。</p> <p>→ スタル俣線、石原栄間線の名称表記については、各路線入口のルール周知看板に記載する。</p> <p>→ 出入口の看板付近への減速帯設置について検討する。</p>

主な意見	対応（案）
<p>勉強会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の人にも意識の差があり、ルールを理解していない島民もいるので、集落で開催してほしい。 ・ まずは地元からルールを守るという意識を向上させるため、ガイドも交えて定期的な勉強会を開催してほしい。 ・ 地域や学校で、なぜルールが必要なのかを説明することでルールを守ってもらう。 ・ ガイドの質を向上させ、(ガイドからの説明で) 観光客がルールを知る機会を増やす。 ・ 受講者のみが入山できるようにし、利用を制限する。 	<p>→ガイド連絡協議会、地元集落などと連携し、現地や集落での勉強会の開催やルール周知のための動画作成等について検討する。</p> <hr/> <p>→勉強会の受講を利用の条件とする仕組みについては引き続き検討する。</p>
<p>予約方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入山名簿を記入させ、入山者を公表する仕組みがあると良い。ナンバーや名前を事前に把握できれば、ルールも守られるし安全の面としても良いのでは？ ・ 予約者名を公表すべき。島外の利用者は住所、連絡先を管理者が把握できるようにすべき。 ・ サイト上で、ルールに必ず目を通してもらうようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブに不慣れな人のために、役場・三太郎の里、ホテルなどに予約端末を設置する。 ・ 三太郎の里等で、口頭で予約できるようにしてほしい。 ・ 困ったときにどこに連絡するべきか、窓口をはっきり周知してほしい。 	<p>→ルールの実効性を確保するため、予約者がガイド事業者である場合には事業者名が、それ以外である場合は「一般利用」ということが、誰でも確認できる仕組みを構築する。また、予約者の詳細情報を事務局で把握する。</p> <p>→予約時に必ずルールに目を通してもらう仕組みとする</p> <p>→車両ナンバー等で予約車を照合する仕組みは引き続き検討する。</p> <hr/> <p>→WEB 以外の日中の予約窓口としては、奄美野生生物保護センター、住用総合支所で対応する。</p>

主な意見	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> 早くサイトを開設してほしい。 	→WEB 予約サイトは連絡会議における試行ルール合意後、出来るだけ速やかに開設する。
<p>現地での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ルールを浸透させるためにも、しばらくはスタッフを配置が必要ではないか 未予約者への対応として、入口に警備を付ける 入口にゲートをつける 予約者には通行許可証やマナーブックを三太郎の里等で発行し、携帯してもらう 予約車と分かる表示やリボン等の目印を車に貼り付ける デジタル技術をフル活用して、予約車の識別方法等を開発できると良い。 	→試行ルール運用開始後は利用の多い連休等を中心に、しばらくスタッフを配置する。 →ゲート設置等の物理的制限は公道であることから実施できない。 →マナーブック配布や予約車表記（ステッカー等）については、試行開始時点での実施は難しいが引き続き検討していく。
<p>法的根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ルールを条例化し、法的な規制とする 	→公道であるために条例等によるルール運用は難しいため、自主ルールとして地域に浸透することを目指している。ルールの実効性確保のための方法については引き続き総合的に検討していく。

3) その他

主な意見	対応（案）
<p>利用目的による制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全のため、ナイトツアーは原則禁止にし、例外的な利用のみ認めるべき 電気自動車（グリーンスローモビリティ）のみの利用とする 	→公道であるため利用目的による利用制限は行えない。グリーンスローモビリティの利用促進については脱炭素の観点からも検討を進める。

主な意見	対応（案）
料金徴収 <ul style="list-style-type: none"> ・地元にお金が落ちるシステムがない。 ・協力金を徴収し、整備や管理の費用とすべきでは。 	→適正化ルールの持続的な運用のための財源確保は重要な課題であり、試行ルールの運用と並行して財源確保の方法について検討する。
観察施設 <ul style="list-style-type: none"> ・山へ観察に行かないように、観察施設を作る 	→大和村がアマミノクロウサギ研究飼育施設を整備予定。
トイレの利用 <ul style="list-style-type: none"> ・三太郎の里のトイレを夜間も利用したい 	→三太郎の里のトイレの夜間開放については、防犯の観点から現在の管理体制での実施は難しいが、引き続き、夜間開放の方法・体制を検討する。また、その他の公衆トイレの利用を促すことが可能かについても検討する。
道路の舗装 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の舗装を剥がし、スピードが出ないようにできないか ・そもそもスピードが出ないような道路の物理的対策が必要ではないか。 ・減速帯を、特にカーブ手前等注意が必要な箇所を中心に区間内にも多く設置し、スピードが出ないようにする 	→現状で舗装を剥がすことは公道であることから難しい。速度制限については、上述の通行速度のルール周知を徹底する。また、試行ルールの運用結果を踏まえ、必要な取組を検討していく。 →減速帯の増設について検討する。
調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・クロウサギの観察場所や時間、天候や走行速度等のデータを蓄積し、利用者への注意喚起や今後のルール作りに生かしてほしい。その結果、天候によって速度制限等のルールを設定することもあり得るのではないか。 	→モニタリング結果は利用者への注意喚起やルールの妥当性検証に活用していく。
白タク行為について <ul style="list-style-type: none"> ・未登録ガイドの利用に対して罰則を設けるべき 	→エコツーリズム推進全体構想の認定による道路運送法の特例について引き続き周知を図る。

主な意見	対応（案）
<p>島全体のナイトツアーのあり方について</p> <p>・島全体でナイトツアーをどこまで受け入れて、そのうち三太郎線でどこまで受け入れるのかという理想・方針を示す必要があるのでは。</p>	<p>→三太郎線での適正利用量については、試行ルール of 4 台/時間の運用を通じて検証していく。また、その結果を踏まえて島全体でのナイトツアーのあり方について検討する。</p> <p>夜間利用ルールが浸透していない現段階で、他路線への利用分散を促すことは、新たな問題が生じる懸念もあることから、まずは三太郎線における夜間利用ルールを確立したうえで、他路線への適用等について検討する。なお、速度やライト利用等に関する観察ルールについては島内のナイトツアー全般に共通するものとして注意喚起を進めていく。</p>

実証実験結果を踏まえた試行ルール（案）の検討

項目	第 1 回実証実験 (令和 2 年 11 月)	第 2 回実証実験 (令和 3 年 4~5 月)	
事前 予約制	受付窓口による予約 (メール・電話・FAX)	各自での WEB 予約を基本とする WEB の他に日中の受付窓口にて予 約を受け付ける。	
現地での 予約確認	入口、出口に事務局スタッフを配 置し確認	スタッフは配置せず、監視カメラ で利用状況を把握	
利用台数 (予約枠)	1 時間 4 台 (15 分間隔)	1 時間 4 台 (各方向 2 台、30 分間隔)	
通行 方向	東仲間→西仲間のみ (一方通行)	東仲間→西仲間 西仲間→東仲間の両方向に枠を設定	
設定 時間	18 時~23 時	19 時~翌 6 時	
対象	全ての利用者	全ての利用者(ただし、夜間野生 動物観察に不慣れな方はガイド同 行(有料)を推奨。	
スタル保 線の通行	通行自粛のお願い	通行自粛のお願い	
石原栄間 線の通行	通行自粛のお願い	通行の報告を求める	
観 察 ル ー ル	通行 速度	晴天: 15km/h 以下 雨天: 10km/h 以下	常時 10km/h 以下
	追い越し ルール	前の車に追いついたら一旦待機。無 理に追い抜かない。	(左記に加え) 追い越し OK の場合は 左ウインカーで合図
	観察用 ライト	光量を最小限に留める	車につき 1 本
	小動物へ の配慮	小型の両生類等にも気をつけて走 行する	(左記に加え) 水たまりはなるべく 車で踏まない
	対向車等 への配慮	—	対向車が来たときや前の車に追い ついたらハイビームはやめる



実験結果を踏まえた試行ルール検討の方向性
⇒予約サイトの運用に大きな問題は無かったことから WEB 予約を基本とする。 ⇒予約サイトは利便性向上のための改善を図る。(効果的なルール説明・遵守確 認、キャンセル手続き・予約確認の簡素化、予約事業者名や学術調査・行政調 査の予定を確認できる仕組み等)
⇒第 2 回実験では未予約利用者が 3 割を越えたため、スタッフ配置等による現 地での予約等確認について体制・頻度・方法等を検討する。
⇒第 2 回実験では双方向通行としたことで追い抜き時のトラブルが減少したこ と、利用台数について適正とする意見が多いことから、双方向通行で 30 分間 隔の利用とする。 ⇒利用台数の上限についてはピーク期の検証が不十分なため試行的運用の中で 引き続き妥当性の検証・順応的な見直しを図る。
⇒深夜・早朝にも利用が確認されたため、第 2 回と同様に夕方から朝まで利用ル ールを適用する。時刻は日没・日の出の時間帯にあわせて季節ごとに設定する。
⇒地元、ガイドツアー、一般観光客など様々な利用がみられるため全ての利用者 を対象にルールを設定する。 ⇒ガイド利用により観察機会や満足度が高まる傾向がみられることから、引き 続きガイド利用を推奨する。 ⇒学術調査、行政調査、土地所有者の利用は、別途事務局への申請を求める。 ⇒行政主体のパトロールは、実施時期の特定を避けるため、申請不要とする。
⇒利用を求める意見は多いが、世界遺産の核心地域であり厳格な保安全管理が求 められることから引き続き夜間の通行自粛を依頼する。 ⇒市道のため物理的な制限が行えないため、一部区間の利用や認定ガイドに限 定した利用等について現段階での運用は難しいが、将来的な実現に向けて利 用をコントロールする仕組みや体制について引き続き検討していく。
⇒第 2 回実験では通行報告ルールが順守されないケースが多かったことから、 予約時に利用の有無を確認するとともに、密猟対策を兼ねた利用のあり方 についての理解を求める。また、報告の労力を軽減する方法を検討する。
⇒第 2 回実験の観察ルールを踏襲する。 ⇒観察ルールや自然環境保全に関する勉強会の開催について集落、ガイド連絡 協議会等と調整・検討する。 ⇒観察時間の設定は行わないが、標準的な観察時間については周知を図る。
⇒双方向通行とした場合、すれ違い回数が増加したことから、すれ違い時のル ール設定(登り優先通行、待機時消灯等)について検討する。



試行ルール（案） ※赤字は第 2 回実験以降の変更箇所
★各自での WEB 予約を基本とする。 ★WEB の他に日中の受付窓口にて予約を受け付 ける。
★繁忙期等にはスタッフを配置し予約確認やル ールの周知・協力依頼を行う。
★1 時間 4 台 (各方向 2 台、30 分間隔)
★東仲間→西仲間、西仲間→東仲間の両方向に枠 を設定
★夕方から朝まで (日没・日の出の時間にあわせて設定)
★全ての利用者(ただし、夜間野生動物観察に不慣 れな方はガイド同行(有料)を推奨。 ★学術調査、行政調査の利用は別途事務局宛に申 請が必要 ★土地所有者の利用は、別途事務局宛に登録す ることとし、最寄りの入口から自分の土地までの 区間の通行証を発行する ★行政主体のパトロールは予約・申請不要
★通行自粛のお願い
★通行事前報告、パトロール協力を求める(予約時 に利用の有無を申請し、通行時に異常を発見し た場合は必ず報告する)
★常時 10km/h 以下 ★前の車に追いついたら一旦待機。無理に追い抜か ない。追い越し OK の場合は左ウインカーで合図 ★車につき 1 本 ★哺乳類・鳥類からは 2 m 以上離れて観察する。 ★小型の両生類等にも気をつけて走行する。 ★水たまりはなるべく車で踏まない
★すれ違い時には、登り優先通行としハイビーム はやめる、待機車(下り)は消灯する。

★試行ルールの実効性を確保するため、島内での周知の徹底の他、来島者に対しては旅行前~来島時など旅行の様々な段階において効果的な情報発信を行う。

三太郎線周辺におけるナイトツアー等夜間利用適正化のための 試行ルールの運用についての意見照会結果

1. 運用開始時期

<事務局案>

令和3年10月29日（金）から開始

（4月～9月：各日19時～翌5時、10月～3月：各日18時～翌6時）

※運用状況を踏まえて、必要に応じてルールの見直し等を検討する。

<意見>

【奄美大島エコツアーガイド連絡協議会】

後日の検討がなされるのであれば、まずはこれでよいと思います。

【奄美哺乳類研究会】

異議なし

【奄美野鳥の会】

特になし

【奄美の自然を考える会】

一晩中というのは野生生物や環境への負荷が大きいと思います。午後11時とか午前0時までと制限した方がいいと思います。

【（一社）あまみ大島観光物産連盟】

- ・各日 19時～翌5時、18時～翌6時までと、早朝まで設定が必要でしょうか。（時間制限ができないものでしょうか？）

<対応案>

→通行禁止時間帯の必要性については、今後の試行状況のモニタリングの中で、利用ピーク期の状況や野生動物への影響等を踏まえて検証していく。

【世界自然遺産推進共同体】

- ・開始時期、必要に応じてルールの見直しを検討すること、ともに賛成です。

2. 予約方法

<事務局案>

○予約は、WEB上の予約システムに各自で登録する。（WEBが使えない方向けに、奄美市住用総合支所及び奄美野生生物保護センターにおいて予約のサポートをおこなう。）

○ルールを確認したことをもって予約が可能となるような予約システムとする。

○仮押さえをしないこと、キャンセルは確実におこなうことを徹底してもらう。

○予約をおこなうとメールが予約者に届き、予約日時を確認できる。

<意見>

【奄美大島エコツアーガイド連絡協議会】

後日の検討がなされるのであれば、まずはこれでよいと思います。

【奄美の自然を考える会】

特に意見はありません

【奄美野鳥の会】

特になし

【（一社）あまみ大島観光物産連盟】

・特になし

【奄美哺乳類研究会】

概ね異議なし

試行までに WEB が使えない人用の予約先、予約方法を周知徹底をすべき

＜対応案＞

→試行ルール決定後、出来るだけ速やかに周知を開始する予定。WEB 以外の予約方法についても、チラシ・ポスターや広報誌等で周知を図っていくことで、WEB を使えない方ができるだけ不利にならないように努める。

【世界自然遺産推進共同体】

- ・実証実験期間中に予約システムを見ていませんので、対応済みでしたらご放念下さい。
 - ① 予約の際には、自然保護意識の醸成/向上を図るために、住所、氏名、電話番号等の記入は必須とする方がよいと思います。ただし、個人情報保護の観点から公開はせず。
 - ② 予約だけでなく、キャンセル時の効率性を踏まえ、パソコンだけでなく、スマホ専用システムもあった方がよいと思います。
- ・予約システムの存在の周知徹底が大事と思われる。対象者を3つに大別した対策案は上記1と同様。
- ・WEB が使えない方は、奄美市住用総合支所や奄美野生生物保護センターにてサポートを行う（資料3）とありますが、これに加え、住用地区は集落の区長さんや青年団長さんもサポート役になっていただくよう理解を求めてはいかがでしょうか？ ルールに対する住民の方の理解促進、および住民の方の利用の容易化が目的。

＜対応案＞

→責任ある利用を促す観点から予約システムで把握する情報について検討する。また、スマホでの利用性についても留意した予約サイトとする。

→現地窓口の拡充や地元団体による予約サポート体制の構築については、ご意見を踏まえて引き続き地元関係者と検討していく。

3. 台数制限

＜事務局案＞

- 1時間あたりの利用台数を4台までとし、夕方から明け方まで（4月～9月：各日19時～翌5時、10月～3月：各日18時～翌6時）適用する。
- 三太郎線の走行方向は両方向とし、入れるのは30分間隔で各方向1台ずつとする。

＜意見＞

【奄美大島エコツアーガイド連絡協議会】

後日の検討がなされるのであれば、まずはこれでよいと思います。

【奄美哺乳類研究会】

異議なし

【奄美野鳥の会】

特になし

【世界自然遺産推進共同体】

・実証実験の結果についての、エコツアーガイドや地元住民の皆さまのご意見を伺った上での案だと思しますので、異論ありません。

【奄美の自然を考える会】

指定の時間にスタート地点に来ることができない場合は、遅刻の時間によって、スタート停止(キャンセル)もしくは空いた時間へ後回しするなどペナルティーを設けるべきと思う。

＜対応案＞

→第2回実証実験においては利用開始時間が厳密には守られていなかったため、改めて分かりやすく周知する。試行ルールでは予約時間の前後5分間を利用開始の目安とする。また、利用者の順守意識を高めるため、利用開始時間を守ることで多くの利用者の観察機会が向上する旨を説明する。現地スタッフが遅刻を確認した場合には、必要に応じて予約が空いている時間帯への変更や利用の自粛を依頼する。

【(一社)あまみ大島観光物産連盟】

- ・予約をしないレンタカー等をチェックできるでしょうか。
- ・国立公園、遺産登録エリアということで、両入口にゲートを設置(例:有料パーキング・集落管理)できないでしょうか？
- ・9月開庁の「デジタル庁」予算導入でデジタル技術(DX)による管理はできないでしょうか？

＜対応案＞

→予約サイトにおいて、事前に車両ナンバーを把握する仕組みを検討している。デジタル技術を活用した車両識別システム等の導入についても引き続き検討を進める。

なお、ゲート設置等の物理的制限は公道であることから現状では実施できないが、ルールの実効性確保のための方法については引き続き総合的に検討していく。

4. 夜間の野生動物観察ルールの設定

＜事務局案＞

【夜間の野生動物観察ルール】

○時速10km以下で、生き物に気をつけて走行する。

- ・野生動物の交通事故防止のため、極力スピードを控えて走行する。アマミノクロウサギだけではなく小型の両生類、爬虫類、甲殻類などにも気をつけて走行する。
- ・カエルやイモリ、オタマジャクシ等の生活の場である水たまりはなるべく車で踏まない。
- ・道路の端から飛び出してくる生き物に気をつける。
- ・下り坂はスピードが出やすいので特に注意する。

○動物から離れて、静かに観察する。

- ・哺乳類・鳥類からは2m以上離れて観察する。
- ・大声を出さない。
- ・動物には触らない。
- ・動物に餌を与えない。
- ・車のドアを勢いよく閉めない。

○生き物を探すライトは車につき1本とする。

- ・手持ちライトで逃げていく生き物をしつこく追わない。

○前の車に追いついたら一旦待機し、合図(左ウインカー)がでるまで無理に追い抜かない。

○十分観察できた場合は後続の車に先頭をゆずる。(左ウインカーで合図する)

- ・前の車は観察が終わり次第左ウインカーを出し、追い越してもらう。
 - ・皆が楽しめるよう、お互いゆずりあって利用する。
- 対向車が来たときや前の車に追いついたときハイビームはやめる。
○すれ違い時には上り優先通行とし、待機車（下り）は消灯する。
○ペットを連れていかない。

<意見>

【奄美大島エコツアーガイド連絡協議会】

後日の検討がなされるのであれば、まずはこれでよいと思います。

【奄美哺乳類研究会】

異議なし

【世界自然遺産推進共同体】

・実証実験の結果についての、エコツアーガイドや地元住民の皆さまのご意見を伺った上での案だと思しますので、異論ありません。

【奄美の自然を考える会】

この観察ルールでスタートし、決まりを追加、変更していけばいいと思います。この観察ルールは、三太郎線だけでなく、アマミノクロウサギなどの生息が判明している道路、もしくは可能性が高い道路では共通のルールとして適用し、観光客や地元住民へ徹底させてほしい

<対応案>

→速度やライト利用等に関する観察ルールについては島内のナイトツアー全般に共通するものとして、三太郎線に限定することなく周知を進めていく。

【奄美野鳥の会】

車から降りてよいことになっているが、その場合ライトはどうなるのか？手持ちライトやヘッドライトなしで車から降りる方が危険であり、車1台につきライト1本というしぼりは現実的ではない。車から降りないのであれば、ライト1本でも運用可能と思われる。

<対応案>

→同時に複数のライトで生き物を照らしたり、他の利用者を照らしたりするようなことがないように「生き物を探すライト」は車につき1台としているが、車から降りた場合に足元を照らすような光の弱いライトの使用を禁止するものではない。

【（一社）あまみ大島観光物産連盟】

・ルールが必然的に守れるように、グリーンスローモビリティ導入・遺産センターに配置し、乗り換えてナイトツアーに出発する方法は取れないでしょうか。

- ①モビリティの速度を10km以上でないようにサーチライトを取付、また1時間4台を管理する。
- ②オリンピック選手村で利用された「電気自動車・モビリティ」を導入（譲受又はメーカーの実証実験場所提供）はできないでしょうか。

<対応案>

→グリーンスローモビリティの利用促進については適正利用及び脱炭素の観点から重要と考えられることから将来的な導入について検討を進めていきたい。

5. スタル俣線、石原栄間線の利用について

<事務局案>

市道スタル俣線：通行自粛のお願い

・路線の起終点等において、看板を設置し、夜間のみ車両の通行自粛を依頼する。

市道石原栄間線：通行の事前報告、パトロール協力のお願い

・路線の起点等において看板を設置し、悪路であることの注意喚起をおこなう。通行したい場合は、予約システムにおいて石原線を通行する旨を申請した上で、通行時に不審者や昆虫トラップの存在、その他異常を確認した場合には、通行後翌日までに必ず事務局に報告する。

<意見>

【奄美大島エコツアーガイド連絡協議会】

後日の検討がなされるのであれば、まずはこれでよいと思います。

【奄美の自然を考える会】

これでいいと思います。

【奄美哺乳類研究会】

異議なし

【奄美野鳥の会】

石原栄間線のパトロールの協力とは、具体的にどういうことを明示したほうがよいのではないか。昆虫トラップや昆虫採集者を目撃したら写真とともに報告、ロードキルの事例を見つけたら写真とともに報告、など。

<対応案>

→通行時に不審者や昆虫トラップの存在、その他異常を確認した場合には、通行後翌日までに報告を頂くことを想定しているが、その際に出来る限り写真や位置情報について報告を求める。

【奄美自然環境研究会】

スタル俣線を、舗装を剥がして物理的にスピードが出せないようにしたうえで利用させるべき。ただし、全線ではなく、例えば手前半分など。スタル俣線は道幅があるので、見通しが効き、ロードキル等は起きにくいと考える。また、稜線であるため、舗装を剥がしても浸食が起きづらいと考えられる。舗装を剥がすことで、レンタカー等の侵入にも抑制効果があるだろう。舗装は人間の利益のみを考えて行われているもので、奄美の世界遺産の自然を守るために、人間が自然に合わせるように仕向けていくべき。

スタル俣線を利用させながら管理する戦略をとることで、他地域への分散を防ぐべき。これまでの取組により、ガイドや地域住民による三太郎線の利用は増えており、こうなってしまったからには三太郎線を利用させる地域とするべき。ガイドの内容や地域の環境教育を考えれば、スタル俣線も利用させるべき。

<対応案>

→世界遺産の核心地域であり厳格な保全管理が求められる路線であることから、引き続き夜間の通行自粛をお願いしたい。

市道のためゲート設置等の物理的な制限が行えないため、一部区間の利用や認定ガイドに限定した利用等について現段階での運用は難しいと判断しているが、将来的な実現に向けて利用をコントロールする仕組みや体制について引き続き検討していく。

なお、事務局としても観察ルール等が浸透していない状況において、他地域に利用が分散することは望ましくないと考えており、島全体での夜間利用のあり方について引き続き検討していく。

【世界自然遺産推進共同体】

市道スタル俣線は、世界自然遺産の核心地域（特別保護地区沿い、および一部が第一種特別地域内）

であるため、通行自粛は大事と考えます。

また、通行自粛を知らせるにあたり、看板だけでなく、スタル俣線全線にわたり、通行の警告を知らせる工夫はできないでしょうか？（管轄省庁が別であり調整は容易ではないと思われませんが）

- ・路面に、カーライトに反射する埋め込み型反射板を設置
- ・路肩を、白以外の蛍光色で色付け
- ・ガードレールに、反射シールを貼付け
- ・車の通行を感知した場合に、回転点灯するランプを道路脇に設置する 等

<対応案>

→スタル俣線の通行自粛を促すための取組については、ご意見を参考に道路管理者とも連携して検討していく。

【（一社）あまみ大島観光物産連盟】

- ・スタル俣線は「車両通行止め」にできないでしょうか。
- ・予約者へ一極集中しない、させないシステム構築で分散化を図る、そのためにデジタル技術導入（GPS等の活用）ができないでしょうか。

<対応案>

→公道であるために「通行止め」とすることが難しいため、自主ルールとして「通行自粛」を依頼し、地域に浸透したルールとして運用されることを目指している。ルールの実効性確保のための方法については引き続き総合的に検討していく。

→特定の時期、時間帯に利用者が集中しないよう、デジタル技術を活用した混雑緩和策について検討する。

6. その他 上記のルール設定以外にご意見があればお書きください。

<意見>

【奄美大島エコツアーガイド連絡協議会】

- ・遺産効果がどの程度かわからない現状、スタッフ配置は連休と定めずに臨機応変に、「〇件以上の予約が入ったら人が立つ」等と決めた方が良いのでは。
- ・上記にからめて、そのような利用の多い日に、ほかの林道の利用状況も把握してデータを取った方がよいと思います。
- ・今後の話となりますが、飼育展示施設の早期実現、ナイトハイク（徒歩観察）専用路（内海沿いなどおすすめですが）の設定なども進めていただきたい。

<対応案>

→ご意見を参考に、利用が多い日や時間帯にスタッフを配置するよう調整する。

→他の林道の利用状況も引き続き調査することで、利用の分散状況等を把握する。

→アマミノクロウサギの研究飼育施設については大和村が整備を予定しており、当該施設と連携し三太郎線への利用集中の回避や夜間利用ルールの啓発を図りたい。

- ・上記ルールで今の所、特に意見はありません。まずは運用してみることでしょうか。その後様々な課題が出てくると思いますので、ルールの運用に関する課題についての会議を遅くとも年内には開催して、見直しを諮るのが良いと思います。その後も見直しの必要は様々出てくると思いますので、柔軟に対応できる運用にしてもらえたらと思います。

<対応案>

- ・今後の予定としては、10月末の試行開始から年末までを目安に運用状況を把握・検証し、その結果を踏まえて年明けに会議を開催し、ルールの妥当性等について意見交換を行うことを想定している。

【奄美の自然を考える会】

①夜間に安全に利用できるトイレは必要。西仲間、東仲間の両側、もしくは片側に設置した方が望ましい

＜対応案＞

・西側のトイレとしては道の駅奄美大島住用（マングローブパーク）のトイレが利用可能であるため、チラシ等に明記して周知を図る。東側トイレとして、三太郎の里のトイレの夜間開放については、防犯の観点から現在の管理体制での実施は難しいが、引き続き、夜間開放の方法・体制を検討する。

②日中に観察できる施設がオープンしたら、アマミノクロウサギなどの生息密度が高い道路は夜間の通行は控えるよう、観光客や地元住民に協力を求めてほしい

＜対応案＞

→アマミノクロウサギの研究飼育施設については大和村が整備を予定しており、当該施設と連携し三太郎線等への利用集中の回避や夜間利用ルールの啓発を図りたい。

③国道や県道でもアマミノクロウサギなど希少動物が出没しています。これらの道路を走るのは観察のためではなく、通勤や業務のためであり、スピードが出します。これらの道路にはできるだけ多く、ドライバーの注意をひくような光る看板などを設置してほしい

＜対応案＞

→国道や県道等におけるロードキル対策については、ご意見も参考に対策を進めていく。

④奄美市名瀬の金作原は入り口を封鎖し、一般の車両は進入禁止にしています。さらにガイドや環境省職員、研究者など一部の特定業種だけ中に入る「特権」が与えられ、一般の人は入れず、観察会もできない状態です。特権を与えられた一部の人は違法採集する危険はなく、一般の島民は危ないから入れるべきでないというのでしょうか。島の住民を差別扱いするこのようなルールは変えるべきだと思います。金作原のルールづくりでは本当に各種団体の意見を反映させたのか疑問です。島民の生活に大きな支障が出たり、不満が募っていくと、島民の中には「世界自然遺産の島になってほしくなかった」と思う人も出てくると思います。三太郎線のように議論を積み重ね、島民が納得する形でルールをつくってほしいと思います。

＜対応案＞

→三太郎線は集落に近く地元の利用も多いため、観光客も地元住民も区別することなく、野生生物の保護と質の高い利用体験を両立できるルールを設定していきたい。

金作原について、現在の利用の試行ルールは、金作原の自然環境を保全しながら、適正な利用をするために、奄美大島利用適正化連絡会議において、関係行政機関、民間団体、地元集落、レンタカー会社等によって、平成 27 年から検討を進め、平成 30 年の実証実験を経て、平成 31 年から運用している。今後も同連絡会議では、ルールの改善を図ることとしているが、当面は、試行ルールを緩和するのではなく、地域住民に「金作原に行ってみよう」と思ってもらえるような取組にも努めることとしたい。

【奄美哺乳類研究会】

入口に設置するルール周知看板と別に、入口（西仲間・東仲間）付近や区間途中に「夜は時速 10 km以下走行」と書かれた目立つ看板を設置してほしい。島内各所にクロウサギ出没注意の移動式看板があるが、夜間は何が書かれているか見えにくい。夜間でも見える蛍光色のような色で、最低限の文字数の大きな字で伝えたいこと（守ってほしいこと）が一目でわかる看板が必要だと思う。観察ルールについても「水たまりはなるべく踏まないで」、「ライトをたくさん当てたらまぶしいよ」「静かに観察しよう」等、1項目1看板のようなものが途中途中にあったら目に留まりやす

いのではないか？

<対応案>

→ご意見を参考に、入口だけではなく区間内にもメッセージが伝わりやすい看板の設置を行うことを検討する。

【奄美野鳥の会】

昆虫パトロール中に遭遇する車は、ガイド車やレンタカーよりも地元車のほうが多いという状況です。夏休み期間なので、帰省者の利用や、遊びに来た知り合いの案内が多いのかと思いますが、島民へのルールの徹底が改めて大きな課題であると思われます。

また、ハブ捕りらしき車を見かけることもあります。ハブ捕りはこの路線では禁止すべきかと思えます。

石原栄間線にはいくつもの電波塔（携帯電話キャリアや放送局）があるが、それらのメンテナンス等の工事の関係者の夜間利用はないか？

石原栄間線は過去に自衛隊の演習で通信基地として利用されたりしたことがあるが、今後はないのか？

<対応案>

→夜間利用ルールについては、島民に向けても周知を図っていく。

→三太郎線においては、ハブ獲りは控えてもらうよう周知を図っていく。

→工事関係者の夜間の利用については現状では把握していないが、今後相談があったり利用が確認された場合には、例えば行政事業と同様にWEBカレンダー上で予定を共有するなど、その取扱いについて検討を行う。

【奄美自然環境研究会】

奄美の自然を守るために必要なことを思い切って進めるべきと考える。

<対応案>

→ご意見を参考に今後の取組を検討していきたい。

【世界自然遺産推進共同体】

・運用開始/ツール/WEB 予約 URL の周知徹底が大事と思われます。対象者を3つに大別しての周知案は、次の通り（意見照会時の資料3に記載の方法に加え）。

①ガイド利用者：ガイドから教えてもらえるため問題なし

②レンタカー借りて自分で行く来島者：（各施設や業者の理解と調整が必要ですが）空港や港の到着口、ホテルフロント、レンタカー車内に目立つ案内を掲示

※あまくろ君の等身大スタンドを設置、レンタカー車内はダッシュボードにシール貼り付け等（作成は行政サイドにお願いしたい）

③自家用車で自分で行く住民：意見照会時の資料3の通り

②、③共有：WEBで簡単に検索できる工夫が必要。例えば、

・運用開始時期、ルール、予約URLをはじめ、各種HPにリンクできるQRコードを上記スタンドやシールに印刷

例：『10/29から三太郎線の野生動物観察のための夜間通行は事前予約が必要です。利用ルールや予約はこちらから→QRコード』

・Safari等で『アマミノクロウサギナイトツアー』と入力すると、運用開始時期、ルール、予約URLをはじめ、環境省や自然保護協議会HPが簡単に検索できる工夫。

<対応案>

→ご意見を参考に、レンタカー、宿泊、空港・港の関係者と連携した情報発信を行う。また、環境省や自然保護協議会のホームページにおいて、夜間利用ルール等に関する情報発信を行うこ

とを検討しており、当該ホームページや予約サイトへの誘導方法等についても、ご意見を参考に取組んでいく。

- ・『ナイトツアー』という文言の変更を提案いたします。『ツアー』は、『ガイドによる案内』であり、『自分で行く分はルール適用や事前予約の対象外』との誤解を招く可能性があるのではないかと思います。『野生動物観察のための夜間通行』としてはいかがでしょうか？

<対応案>

→ご指摘を踏まえて、チラシ等による周知等に当たっては、本利用ルールがガイドツアーのみを対象とするものと解釈されないよう留意する。

奄美大島全域にわたりアマミノクロウサギの保護策を、住民や観光客が目当たりになることで、ナイトツアールールを守ることに繋がると考えられます。

その一つとして、ロードキル対策として次の策を提案いたします。

- ① アマミノクロウサギの推定生息域のマップはありますが、運転時に気を付けることができるよう、具体的な道路の場所を示すマップの作成（該当箇所の道路は色分けする等）
 - ② 更に、（管轄省庁が別であり調整は容易ではないと思われませんが）夜間走行時には、その道路付近はウサギの出没が多いことを明確に視認できる工夫はできないでしょうか？ 例えば、
 - ・路面に、カーライトに反射する埋め込み型反射板を設置
 - ・路肩を、白以外の蛍光色で色付け
 - ・ガードレールに、反射シールを貼付け
- ・車の通行を感知した場合に、回転点灯するランプを道路脇に設置する 等

<対応案>

→交通事故多発道路については新しいマップの作製を進めており、それらを活用した普及啓発にも努めていく。

国道や県道等におけるロードキル対策については、ご意見も参考に道路管理者と連携して対策を進めていく。

【（一社）あまみ大島観光物産連盟】

- ・SDGs「持続可能な観光」が、2021.6.28の奄美群島振興開発審議会でも取り上げられております。政府もSDGs・脱炭素・DXを政策として取り組んでおり、環境省予算のみならず、各省庁の横断的な取組・製作を「世界自然遺産登録・国立公園」地域に導入していただき、「自然環境の保全保護」に取り組む、奄美群島の自然環境・伝統文化を後世へ継承できることを期待しております。

<対応案>

→本ルールは希少種の保護と質の高い観光利用の両立を目指すものであり、持続可能な観光地づくりの一環として認識している。ご提案頂いたように、脱炭素やDX等に関する国等の事業の活用も見据えて今後の取組を幅広く検討していきたい。

三太郎線周辺におけるナイトツアー等夜間利用適正化のための 試行ルールについて

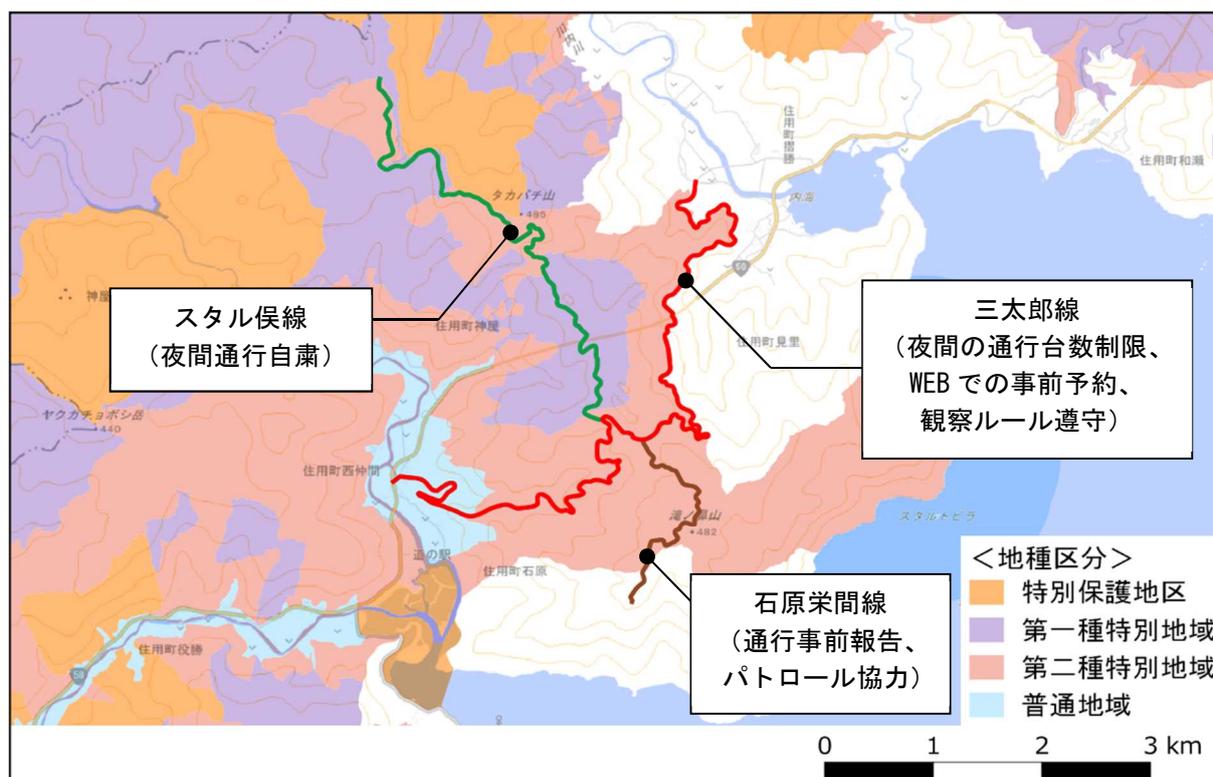
1. 試行ルールの概要

試行ルールは、住民、ガイド、観光客など全ての利用者を対象として、以下のとおり運用する。なお、試行ルールの利用規制については法的強制力はなく、あくまで協力を依頼する
かたちで実施する。

【試行ルールの概要】

自然環境への悪影響を低減し、質の高い利用体験の提供・安全確保を図るため、以下の
利用規制等を試行する。

- 世界遺産の緩衝地帯を通過する三太郎線は、WEBでの事前予約による夜間の通行台数の制限を行う。
- 世界遺産地域を通過するスタル俣線は、夜間通行自粛とする。
- 車両の走行速度やライトの使用法など、夜間の野生動物観察のルールを設定する。
- 夜間野生動物観察に不慣れな方はガイドの同行（有料）を推奨する。



2. 運用開始時期

令和3年10月29日（金）～

（4月～9月：各日19時～翌5時、10月～3月：各日18時～翌6時）

※運用状況を踏まえて、必要に応じてルールの見直し等を検討する。

3. 試行ルールの運用方法

（1）事前予約による夜間の通行台数、利用時間、通行方向の設定

<対象路線>

市道三太郎線

<実施方法>

①事前予約について

- ・三太郎線の利用については、事前にWEB上の予約システムで各自予約をおこなう。WEBが使えない方向けに、奄美市住用総合支所及び奄美野生生物保護センターにおいて予約のサポートをおこなう。
- ・予約状況は事務局が管理する。
- ・利用者種別による枠数の設定は行わないが、予約時にガイド、島内利用者、島外利用者の種別の入力を求め、利用状況を把握する。
- ・ルールの実効性を確保するため、予約者がガイド事業者である場合には事業者名が、それ以外である場合は「一般利用」ということが、誰でも確認できるシステムとする。

【事前予約の運用方法】

- 予約は、WEB上の予約システムに各自で登録する。
- ルールを確認したことをもって予約が可能となるような予約システムとする。
- 仮押さえをしないこと、キャンセルは確実におこなうことを徹底してもらう。
- 予約をおこなうとメールが予約者に届き、予約日時を確認できる。

※学術調査、行政調査による利用は別途事務局あてに申請を求める。

※区間内に土地を所有し夜間に通行する必要がある方について、事前に申請した場合は、最寄りの入り口から自分の土地までの区間の通行を予約不要とするが、速度等のルール遵守への協力をお願いする。土地所有に関する事前申請は住用総合支所で受け付け、土地所有者である旨が分かる通行証などを発行する。

※行政主体のパトロールは予約・申請不要とする。

②台数制限について

三太郎線の通行台数、利用時間、通行方向等に関して、以下のルールを試行する。

【利用車両数等に関する試行ルール】

- 1時間あたりの利用台数を4台までとし、夕方から明け方まで（4月～9月：各日19時～翌5時、10月～3月：各日18時～翌6時）適用する。

- 三太郎線の走行方向は両方向とし、入れるのは30分間隔で各方向1台ずつとする。

- ・予約時間は三太郎線の東仲間・西仲間入口の出発時間とし、毎時00分、30分を目途に各

入口1台（＝30分ごとに合計2台）の予約を受け付ける。利用開始は予約時間の前後5分間を目安とし、予約時間に大きく遅れた利用者に対しては、利用の自粛をお願いする。

- ・Uターンは原則しない。
- ・利用状況については監視カメラや現地スタッフ等により把握をおこなう。

（2）夜間の野生動物観察ルールの設定

<対象路線>

市道三太郎線、市道石原栄間線

<実施方法>

- ・利用者には、以下の観察ルールの遵守を依頼する。
- ・予約システムにおいて、ルール確認を予約受け付けの条件とする。

【夜間の野生動物観察ルール】

○時速10km以下で、生き物に気をつけて走行する。

- ・野生動物の交通事故防止のため、極力スピードを控えて走行する。アマミノクロウサギだけではなく小型の両生類、爬虫類、甲殻類などにも気をつけて走行する。
- ・カエルやイモリ、オタマジャクシ等の生活の場である水たまりはなるべく車で踏まない。
- ・道路の端から飛び出してくる生き物に気をつける。
- ・下り坂はスピードが出やすいので特に注意する。

○動物から離れて、静かに観察する。

- ・大声を出さない。
- ・動物には触らない。
- ・動物に餌を与えない。
- ・車のドアを勢いよく閉めない。
- ・アマミノクロウサギ等の哺乳類・鳥類からは2m以上離れて観察する。

○生き物を探すライトは車につき1本とする。

- ・手持ちライトで逃げていく生き物をしつこく追わない。

○前の車に追いついたら一旦待機し、合図（左ウインカー）がでるまで無理に追い抜かない。

○十分観察できた場合は後続の車に先頭をゆずる。（左ウインカーで合図する）

- ・前の車は観察が終わり次第左ウインカーを出し、追い越してもらう。
- ・皆が楽しめるよう、お互いゆずりあって利用する。

○対向車が来たときや前の車に追いついたときハイビームはやめる。

○すれ違い時には上り優先通行とし、待機車（下り）は消灯する。

○ペットを連れていかない。

- ・上記ルールとあわせて、その他の配慮事項や実験時に質問が多かった以下の事項等についてはホームページ等で周知を図る。

- ・車を降りて観察してもよいこと、その際は他の車両に注意すること。
- ・時速10kmで走行した場合、利用時間は概ね1時間半～2時間となること。
- ・夜間の野生動物観察に不慣れな方はガイド同行（有料）を推奨していること。

(3) 夜間通行自粛のお願い

<対象路線>

市道スタル俣線

<実施方法>

- ・路線の起終点等において、看板を設置し、夜間のみ車両通行の自粛を依頼する。

(4) 通行事前報告、パトロール協力

<対象路線>

市道石原栄間線

<実施方法>

- ・路線の起点等において看板を設置し、悪路であることの注意喚起をおこなう。
- ・通行したい場合は、予約システムにおいて石原線を通行する旨を申請した上で、通行時に不審者や昆虫トラップの存在、ロードキル、その他異常を確認した場合には、写真や位置情報とともに、通行後翌日までに必ず事務局に報告する。

報告先：環境省奄美群島国立公園管理事務所 RO-AMAMI@env. go. jp

4. ルール運用のための人員配置

試行ルール運用開始後は、利用の多い連休等を中心に、しばらくの期間は現地にスタッフ等を配置し予約確認やルールの周知・協力依頼を行う。

5. 周知計画

- ・試行ルールの運用については以下の方法で周知を図る。ルールの実効性を確保するため、島内での周知の徹底の他、来島者に対しては旅行前から来島時など旅行の様々な段階に対する効果的な情報発信を行う。そのため、レンタカー会社、宿泊事業者、観光関係団体や世界遺産推進共同体等の関係者の理解と協力が得られるよう働きかけを行う。

対象	取組（検討中の取組も含む）
観光客向け	①旅行前、予約時 ・環境省 HP、鹿児島県 HP、奄美市 HP・SNS、自然保護協議会 HP での発信 ②旅行中、来島時 ・空港・港（飛行機、船なども含め検討）、レンタカー店舗等での周知（世界自然遺産推進共同体との連携） ・チラシ・ポスター（レンタカー店舗で頒布、宿泊・観光施設等で掲示）
住民向け	・チラシ・ポスター ・環境省 HP、鹿児島県 HP、奄美市 HP・SNS、自然保護協議会 HP での発信 ・市町村の広報 ・新聞、ラジオ

	・集落での勉強会
観光事業者 ・ガイド向け	・奄美大島エコツアーガイド連絡協議会（会員への周知） ・観光事業者の SNS での発信 ・レンタカー事業者への周知
現場での周知	・現場へ看板を設置し利用者等へ周知（入口や区間内の要所に設置） ・繁忙期等には現地にスタッフを配置しルールの周知・協力依頼を実施

6. 効果検証・モニタリング

・利用規制の妥当性や運用方法等について検証するため、以下の効果検証・モニタリングを運用開始から当面の間、実施する。

実験項目	検証項目	検証方法
全体	①利用者（一般利用者、ガイド、住民、以下同じ）の動態（利用分散など） ②ナイトツアーとしての満足度	①参加していない住民、ガイドへのアンケート調査 他林道に設置されている自動撮影カメラの自動車撮影数等から把握 ②実施後の聞き取り調査・アンケート調査（参加者（一般利用者、ガイド、住民、以下同じ）による評価）
三太郎線の台数制限・通行方向の設定	①交通トラブルの有無 ②実施上の課題把握	①②ナイトツアー実施後のアンケート調査（参加者による評価）
事前予約	①予約方法（周知方法含む）の課題把握 ②実施上の課題把握	①②実施後のアンケート調査（参加者による評価）
スタル俣線の夜間通行自粛	①参加者の利用状況	①実施後のアンケート調査（参加者による評価） 車両カウンターデータから把握
観察ルール	①観察ルールの内容の評価 ②観察ルールの順守状況	①実施後のアンケート調査（参加者による評価） ②実施後のアンケート調査（参加者による評価） 車両カウンターによる速度データ
野生動物等のモニタリング	①アマミノクロウサギの出現状況 ②アマミノクロウサギ等の観察頭数	①実施後のアンケート調査（参加者による評価） アマミノクロウサギ糞塊調査、自動撮影カメラ調査（実験前後で実施） ②実施後のアンケート調査（参加者による評価）